

新宿区資源・ごみ集積所に関する事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則（平成 12 年新宿区規則第 65 号。以下「規則」という。）第 26 条の 2 の規定に基づき、同条第 1 項に規定する資源・ごみ集積所（以下「集積所」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の収集作業を安全かつ円滑に実施するとともに、相互協力により良好な近隣関係を保持し、もって清潔で住みよい生活環境の実現を図ることを目的とする。

(区長が別に定めるもの)

第 2 条 規則第 26 条の 2 第 1 項の区長が別に定めるものは、集合住宅（2 戸以上の住戸を有する共同住宅、寮、寄宿舍その他の建築物をいう。以下同じ。）及び建売住宅（一団の土地において同一の建築主が一度に建築する 2 戸以上の建築物をいう。）に係る次に掲げるものとする。

- (1) 建築主、設計者又は工事施行者
- (2) 所有者又は所有者の委託を受け、集合住宅又は建売住宅を管理する者
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合（集合住宅に限る。）

(集積所の設置基準)

第 3 条 規則第 26 条の 2 第 3 項第 4 号の区長が必要と認める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該敷地が、清掃車両が容易に横付けできる道路に面していること。
- (2) 廃棄物の収集及び運搬の作業の効率性及び安全性が確保された場所であること。
- (3) 集合住宅又は建売住宅にあっては、その居住者全員の廃棄物を排出するために必要な面積を有していること。
- (4) その他区長が必要と認める基準

2 区長は、周辺の建築物の状況等によりやむを得ない事情があると認めるときは、規則第 26 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる基準を適用しないものとする。

3 区長は、周辺の道路の状況等によりやむを得ない事情があると認める場合において、規則第 26 条の 2 第 1 項に規定する占有者等（以下「占有者等」という。）が近隣と事前に協議しその合意を得ているときは、同条第 3 項第 2 号に掲げる基準（敷地内に係る部分に限る。）を適用しないものとする。

(申出書の添付書類等)

第 4 条 規則第 26 条の 2 第 2 項に規定する申出書（以下「申出書」という。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前条第 3 項の場合において、当該場所が占有者等に係る敷地以外の敷地に隣接するとき 当該隣接する敷地に係る権利を有する者から徴した集積所の設置に係る承諾書
 - (2) 廃棄物の収集及び運搬の作業に当たり、清掃車両が私道又は私有地（以下「私道等」という。）を通行する必要があるとき 当該私道等に係る権利を有する者から徴した当該私道等の通行に係る承諾書
 - (3) その他区長が必要と認める場合 区長が必要と認める書類
- 2 区長は、既存の集積所を新たに利用する者に対して、必要があると認めるときは、当該集積所に係る占有者等に利用の承諾を得た承諾書の提出を求めるものとする。

（集積所の確認等）

- 第 5 条 区長は、規則第 26 条の 2 第 2 項の確認を行ったときは、当該占有者等に対し、新宿区資源・ごみ集積所確認書（第 1 号様式）により通知するものとする。
- 2 区長は、申出書の提出を受けた場合において、当該場所が規則第 26 条の 2 第 3 項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該占有者等に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

（集積所の変更及び廃止）

- 第 6 条 占有者等は、集積所の所在地、建物の名称（集合住宅に限る。）、位置、排出方法等を変更し、又は廃止しようとするときは、新宿区資源・ごみ集積所変更・廃止申出書（第 2 号様式）を区長に提出し、その旨を申し出るものとする。
- 2 前項の場合において、当該申出が集積所の変更（所在地、位置及び排出方法に限る。）に係るものであるときは、規則第 26 条の 2 第 2 項の規定により区長の確認を再び受け、当該申し出が、集積所の変更（所在地、位置及び排出方法を除く。）に係るものであって、区長が、特に必要があると認めるときは、同項の規定により区長の確認を再び受けるものとする。
- 3 第 1 項に定める場合のほか、区長は、特に必要があると認めるときは、集積所を変更し、又は廃止することができる。

（事前協議）

- 第 7 条 区長は、建築物を建築しようとする者があるときは、当該建築物に係る集積所の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請その他これに類する手続を行う日前までに、当該者と新宿区清掃事務所長（以下「所長」という。）との間で協議を行わせるものとする。
- 2 区長は、前項の規定により事前協議を行わせるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
- (1) 建築物の案内図
 - (2) 建築物の配置図

- (3) 建築物の設計概要
 - (4) 集積所の配置図
 - (5) 近隣との調整に係る書類
 - (6) その他区長が必要と認める書類
- 3 区長は、集積所において廃棄物の排出に係る工作物等を設置しようとする占有者等があるときは、あらかじめ、当該工作物等の所有者又は管理者と所長との間で協議を行わせるものとする。
- 4 区長は、前項の規定による事前協議を行わせるに当たっては、特に必要があると認めるときは、工作物等の利用、衛生維持管理、不法投棄対策等の方法を定めた書面の提出を求めるものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 区長は、集積所の位置を明示するため、表示板を設置することができる。
- 2 前項の表示板には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該記載事項の一部を省略することができる。
- (1) 集積所である旨
 - (2) 収集する廃棄物の分別区分
 - (3) 分別区分ごとの収集曜日及び排出時間
 - (4) その他区長が必要と認める事項
- 3 設置した表示板は、当該集積所が廃止されたときは、速やかに撤去するものとする。

(地図の供覧)

- 第9条 区長は、所長に集積所の位置について記載した地図を備えさせ、これを一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。